

条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。第五条及び附則第三項において「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、埼玉県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる場合及び同条第二項に規定する場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における第一条の規

定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び附則第三項において「法」という。」第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項」とする。

（処分の特例）

3 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規定にかかわらず、法附則第二十五条の規定により、その一部を処分することができる。